

一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受認可申請書

平成 年 月 日

中国運輸局長 殿

(譲渡人) 住所

氏名又は名称

代表者の氏名

⑩

(譲受人) 住所

氏名又は名称

代表者の氏名

⑩

一般貨物自動車運送事業について、貨物自動車運送事業法第30条第1項の規定により下記のとおり譲渡譲受認可申請をします。

記

1. 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 譲渡し及び譲受けの価格
3. 譲渡し及び譲受けの予定日
4. 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

事業計画の新旧対照表

(1) 主たる事務所の名称及び位置

新 旧 区 分	名 称	位 置
新		
旧		

(2) 営業所の名称及び位置

新 旧 区 分	名 称	位 置	備 考
新			
旧			

(3) 各営業所に配置する事業用自動車の種別（霊柩自動車又は霊柩自動車以外の自動車）

営業所名	新	旧

(4) 自動車車庫の位置及び収容能力

新旧区分	名 称	位 置	収容能力	備考
新			m ²	
			m ²	
			m ²	
旧			m ²	
			m ²	
			m ²	

(5) 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩睡眠施設の位置及び収容能力

新旧区分	名 称	位 置	収容能力	備考
新			m ²	
旧			m ²	

(6) 特別積合せ貨物運送をするかどうかの別 特別積合せ貨物運送はいたしません。

(7) 利用運送事業をするかどうかの別

新 す る しない
旧 す る しない

譲渡及び譲受の価格明細書

1. 車 両

登録番号	車 名	年 式	車体形状	積載重量	価 格 (円)
				kg	
				kg	
				kg	
				kg	
				kg	
				kg	
				kg	
				kg	
				kg	
				kg	

2. 機械工具類等

品 名	数 量	価 格 (円)	摘 要
シート	枚		
ロープ	本		
ジャッキ	台		
修理工具	式		
その他			
計			

3. 什器備品

品 名	数 量	価 格 (円)	摘 要
計算機	卓		
事務机	机		
椅子	椅		
書庫	個		
ロッカー	個		
その他			
計			

貨物自動車運送事業譲渡譲受契約書

譲渡人 (以下甲という) と譲受人

(以下乙という) は貨物自動車運送事業の譲渡・譲受にあたり次のとおり契約する。

但し、譲渡・譲受価格金 円とする。(譲渡及び譲受の価格明細書のとおり)

1. 甲は、自己の経営する一般貨物自動車運送事業(以下運送事業という。)に関連する一切の資産及び権利義務を乙に譲渡し、乙はこれを譲受するものとする。
 2. 運送事業の譲渡及び譲受が認可される前日までに発生した債権及び債務は、甲の権利義務とする。
 3. 譲渡及び譲受に関する手続きは乙において行うものとする。
 4. 本契約の効力は、運送事業の譲渡及び譲受が主務官庁に認可された日において発生するものである。
 5. 本契約の締結の日より、運送事業の譲渡日までに天災、その他不可効力により運送事業に著しい変動があったときは、再度協議して契約の変更又は解除することができる。
 6. 甲において使用した譲渡時の現在人員は、全て乙が引き続き雇用するものとする。
 7. 本契約履行のために、必要な経費は甲乙協議のうえこれを処理する。
 8. この契約に定めない事項については、法令又は双方協議のうえ決定するものとする。
- 以上本契約を証するため本契約書を2通作成し、甲乙双方記名捺印のうえ各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

譲渡人

住 所
名 称

代表者名

⑥

譲受人

住 所
名 称

代表者名

⑥

中国運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

⑨

中国運輸局長 殿

宣 誓 書

私は、貨物自動車運送事業法第5条各号には該当しないことを宣誓いたします。
もし、この宣誓が事実と相違した場合は、如何なる処分を受けても異議申し立ては
いたしません。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(生年月日)

年

月

⑩

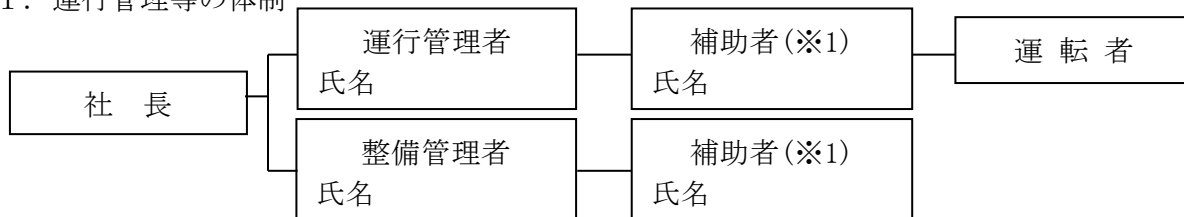
日

備考：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式例 1

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 運行管理等の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名：
運行管理者	人	☐ 確保済み（・）(※2) ☐ 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定） ・勤務時間（ 時 分 ～ 時 分） } (※3) ・休日（ 日／月）
運行管理補助者(※1)	人	☐ 確保済み（・）(※4) ☐ 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
整備管理者	人	☐ 確保済み（・）(※5) ☐ 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
整備管理補助者(※1)	人	☐ 確保済み ☐ 確保予定（平成 年 月 日までに確保予定）
常時選任運転者	人	（別紙のとおり）
その他従業員	人	

(※1)補助者を選任するときは記載する。

(※2)資格者証番号及び交付年月日を記載する。

(※3)運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。

(※4)運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。

(※5)道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

○ アルコール検知器の配備計画

設 置 型：_____台 ・ 携 行 型：_____台

○ 日常点検計画

日常点検場所：_____ ・ 日常点検の実施者：_____

○ 営業所と車庫間の距離（※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。）

_____ k m

○ 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法

連絡方法：_____

□ 点呼実施場所が車庫の場合

- ・営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分
移動手段：_____ 所要時分：_____分
- ・車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間
出庫時（ 時から 時まで） 帰庫時（ 時から 時まで）

☐ 点呼実施場所が営業所の場合

- ・運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分
 移動手段：_____ 所要時分：_____ 分

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- ・定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定

☐ 有（実施時期（※7）；_____ 箇月以内） ・ ☐ 無

- ・特定の運転者(事故惹起、初任、高齢)に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無

☐ 有 ・ ☐ 該当無し

○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

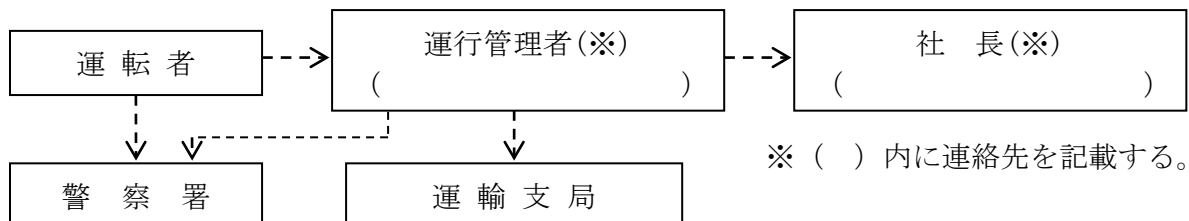
- ・定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定

☐ 有（実施時期（※7）；_____ 箇月以内） ・ ☐ 無

- ・積載量確認方法

☐ 計量器による ・ ☐ 運送依頼票による

○ 事故処理連絡体制



（※6）貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号）

（※7）実施時期については、新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等があった日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名：_____（役職等：_____）

苦情処理担当者 氏名：_____（役職等：_____）

○ 適用する運送約款

- ☐ ①運輸省告示第575号(平成2年11月22日)による標準貨物自動車運送約款を適用する。
☐ ②運輸省告示第577号(平成2年11月22日)による標準引越運送約款を適用する。
☐ ③国土交通省告示第1047号(平成18年8月31日)による標準霊きゅう運送約款を適用する。
☐ ④上記以外の運送約款を設定する。

・ 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員： _____人 ・ 確保予定人員： _____人

・ 国土交通省告示第 1 3 6 5 号に適合する勤務割及び乗務割の計画（労使協定の締結予定の有無 ☐ 有 ・ ☐ 無）

運転者氏名又は 確保予定年月日	1 箇月当り の拘束時間	1 日当りの拘束時間		1 箇月当り の乗務日数	運転時間			休息期間
		最大	平均		2 日平均 1 日当り	2 週平均 1 週当り	連続運転	勤務と勤務の間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1 箇月あたりの拘束時間の長い者上位 1 0 名を記載する。

平成 年 月 日

殿

(住所)

(氏名)

印

就任承諾書

私は、貴殿が一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受を認可された場合、運行管理者に就任することを承諾します。

備考：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

平成 年 月 日

殿

(住所)

(氏名)

印

就任承諾書

私は、貴殿が一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受を認可された場合、整備管理者に就任することを承諾します。

備考：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

一般貨物自動車運送事業譲渡譲受認可申請の添付書類

1. 譲渡譲受契約書の写し
2. 譲渡し及び譲受けの価格の明細書
3. 譲受人が現に一般貨物自動車運送事業を営営していない場合、その譲受人の組織形態に応じた次の書類

(1) 既存の法人

- イ. 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- ロ. 最近の事業年度における貸借対照表
- ハ. 役員又は社員の名簿及び履歴書（監査役も含む）

(2) 法人を設立しようとするもの

- イ. 定款（商法（明治32年法律第48号）第167条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄付行為の謄本
- ロ. 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
- ハ. 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合にあっては、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

(3) 個人

- イ. 資産目録（住所・氏名を入れること）
- ロ. 戸籍抄本
- ハ. 履歴書
- ニ. 法第5条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

4. 法第5条（欠格事由）各号のいずれにも該当しない旨を証する書類（役員全員）

○その他必要となる書類

1. 公正取引委員会の届出受理書の写し（法人間譲渡の場合）（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条、譲受け会社が総資産100億円以上で譲渡し会社の総資産が10億以上の場合等）
2. 事業計画の新旧対照表（事業計画に変更のある場合）
3. 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類（様式例1）
4. 施設の使用権原を証する書面
 - イ. 自己所有・・・不動産登記簿謄本又は納税証明書等
 - ロ. 借入・・・賃貸借契約書・使用承諾書等
（事業用として使用可能であること又、車庫については面積と地目も記入下さい。）
5. 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類（施設の変更がある場合）
 - (1) 施設の案内図、見取図、平面（求積）図面、写真
（写真は営業所・休憩室の外観及び内部・車庫の全体図及び出入り口と前面道路の様子）
 - (2) 施設が都市計画法等関係法令に抵触しないことの宣誓書

(3)車庫前面道路の道路幅員証明書（前面道路が国道の場合は不要）

（車両制限令より幅員が不足している場合は道路管理者から通行可能であることの意見を付して下さい。）

6．運行管理者資格者証及び就任承諾書

7．整備管理者の就任承諾書

（整備管理者の資格については事業者確認としますので支局の整備担当でご確認下さい。）

8．利用運送事業者（自動車）が認可申請を行う場合利用運送廃止に係る宣誓書

注）審査にあたっては、許可事案の処理方針（平成１５年２月２８日付け中国運輸局公示第１８３号）が準用となりますので、必要に応じて追加書類を求めることがあります。利用運送事業を行おうとする場合、別紙により必要書類をご用意下さい。
なお、審査については上記必要書類によって行うものいたします。

貨物自動車運送事業者が行う 利用運送事業の添付書類（別紙）

1．事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類

（ただし、貨物自動車運送事業と同位置施設で有れば添付の必要はありません。）

イ．施設の案内図、見取図、平面（求積）図面、写真

ロ．施設が都市計画法等関係法令に抵触しないことの宣誓書

ハ．施設の使用権原を証する書面

自己所有・・・不動産登記簿謄本等

借入・・・・・・賃貸借契約書等

2．利用する事業者との運送に関する契約書の写し

3．貨物の保管施設を必要とする場合

保管施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類

※なお、審査については上記必要書類によって行うものいたします。

< 様式1 >

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 運行管理等の体制

- ① 運行管理者、整備管理者及び補助者を既に雇用または確保している場合は、その氏名を記載して下さい。(補助者を選任しない場合は補助者欄は記載不要)

なお、運行管理者や整備管理者の補助者については、それぞれ補助者となるための要件を満たしていることが必要です。

(国土交通大臣が認定する独立行政法人自動車事故対策機構が行う基礎講習修了等)

- ※ この指揮命令系統図は標準なケースを示していますので、申請者の事業運営の実状に合わせて変更して下さい。(別紙として添付可)

- ② 担当常勤役員等、運行管理者、運行管理補助者、整備管理者、整備管理補助者、常時選任運転手、その他従業員の人数を記載するとともに、確保状況等を記載してください。なお、常時選任運転手については、その詳細を「別紙」に記載してください。

- ③ 別紙には、運転者数を既に雇用している場合は確保人員欄に、採用予定の場合は確保予定人員欄にそれぞれ記入していただくとともに、運転手毎に拘束時間、運転時間等の計画を記載してください。

「拘束時間」とは、始業時間から終業時間までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む。)の合計時間を言います。

「休憩時間」とは、勤務と次の勤務との時間で、睡眠時間を含む勤労者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間を言います。(24時間－拘束時間)

- ④ アルコール検知器の配備計画を機器のタイプ別に記載してください。

- ⑤ 日常点検の実施計画(場所及び実施者)を記載してください。

- ⑥ 営業所と車庫が併設していない場合は、その間の距離を記載するとともに、連絡方法(例:携帯電話・公衆電話等)及び対面点呼の実施方法について具体的に記載してください。

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育及び事故処理の体制

- ① 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的研修・講習会等の開催計画について□欄にレ印をし、有の場合実施時期を記入して下さい。
- ・ 特定の運転者に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無の該当する□欄にレ印を記載してください。(対象となる運転者がいない場合は「該当無し」にレ印)

- ② 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的研修・講習会等の開催計画について□欄にレ印をし、有の場合実施時期を記入して下さい。
- ・ 積載量確認方法について、□欄にレ印を記入して下さい。

- ③ 事故処理連絡体制について、運行管理者及び社長欄には連絡先を記載してください。

なお、標準なケースを示していますので、申請者の実状に見合うように変更して下さい。

3. 苦情処理については、苦情処理責任者・担当者名及び各役職等を記入して下さい。

4. 適用する運送約款の□欄にレ印を記入して下さい。

なお、④場合は、運送約款を設定が必要ですので許可後に運送約款の認可を受けて下さい。

第一種貨物利用運送事業の廃止に係る宣誓書

平成 年 月 日

中国運輸局長 殿

申請者氏名又は名称

住所

代表者の氏名

印

貨物自動車運送事業申請にあたり、第一種貨物利用運送事業について、廃止届出を提出することを宣誓いたします。

開 始 貸 借 対 照 表

平成 年 月 日現在

資産の部		資本の部	
科目	金 額 (円)	科目	金 額 (円)
預金		資本金	
合計		合計	